

規制改革ホットラインにおける提案(労働者派遣制度関係) 詳細版

◆労働者派遣制度関連(10件)

ステータス	番号	受付日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容等	根拠法令	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			今後の対応
									制度の現状	措置の分類	該当法令	
	1	3月27日	5月31日	労働者派遣法における「マージン率の開示義務」の撤廃について	昨年改正された労働者派遣法の「マージン率の開示義務」を撤廃し、本来の目的を達成するために「派遣料金内訳の説明義務」を提案します。	労働者派遣法第23条第5項	民間企業	厚生労働省	派遣元事業主は派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(いわゆる「マージン率」)や教育訓練に関する事項を適切に選	労働者派遣法第23条第5項	本規定は、派遣元事業主が不当に多い割合を控除しているとの指摘があったことから、派遣元事業主のマージン率や教育訓練に関する事項等を公開することとしているものです。情報公開をもって、派遣労働者や派遣先が良質な派遣元事業主を適切に選	労政審にて議論(H24年改正見直し)
	2	10月5日		日雇い派遣の規制緩和について	過去、日雇い派遣を繰り返して長期の職場に人を送り込んでいた会社が多数ありました。そこで働く人たちは、日雇いだからという理由で、社会保障も労働基準法上の休業補償もありませんでした。当然ですよ、毎日新しく雇っているだけです。その人たちが会社に文句をつけても、すぐ辞めさせられ、専門26業務は、派遣期間の上限を5年超とする経過措置を設けるべき」	-	個人	厚生労働省	労働者派遣法では、①その業務を迅速かつ確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を	労働者派遣法第35条第3第1項	日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制	労政審にて議論(H24年改正見直し)
	3	10月7日		派遣法-3年上限は廃止→スキルがあっても社員にならない	私は、専門26業務(仮に5号業務:事務用機器操作としておきます)に従事して、今の職場での派遣期間は既に5年を超えています。登録型派遣で3ヵ月毎の有期契約を更新しています。現在の労働者派遣法では、専門26業務については派遣期間の制限がないので、今後、派遣	派遣法	個人	厚生労働省	労働者派遣法では専門的な知識等を必要とする業務を除き、労働者派遣に係る派遣受入期間が制限されています。	労働者派遣法の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	現在、労働政策審議会労働力需給制度部会において、個人単位の期間制限を含め今後の労働者派遣制度の在り方について検討が行われているところです。	
	4	10月16日		労働契約申込みなし制度の廃止	【要望の具体的な内容】労働契約申込みなし制度は、施行前に制度自体を廃止すべきである。【規制の現状と要望理由等】労働契約申込みなし制度は、違法派遣の下で就業していた派遣労働者の具体的な内容	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6第1項(2015年施行後)	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	平成24年の労働者派遣法改正により、平成25年10月1日から労働契約申込みなし制度の施行が予定されている	労働者派遣法の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の6(平	労働契約申込みなし制度については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであり、現在、平成27年10月1日の施行に向け、準備を進めているところです。なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、	労政審にて議論(H24年改正見直し)
派遣	5	10月16日		グループ企業内派遣規制における派遣割合の見直し	派遣元事業主との関係派遣先に対する労働者派遣の制限(8割)の見直しを行うべきである。【規制の現状と要望理由等】改正労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるよう	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣を行う時は、派遣割合が100分の80以下となるよう	労働者派遣法の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条の2	派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会に於	労政審にて議論(H24年改正見直し)
	6	10月16日		一年以内に離職した労働者の派遣禁止の見直し	【規制の現状と要望理由等】派遣元事業主は、労働者派遣を	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6、同法施行規則第33条の5	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	労働者派遣法では、60歳以上の定年に達したことにより退職した者を除き、派遣先は、労働者派遣に係る派遣労働者が当該派遣先を離職した者であるときは、離職の日	労働者派遣法の適正な確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の4、第40条の6	離職後1年の労働者派遣の禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制	労政審にて議論(H24年改正見直し)

ステータス	番号	受付日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	根拠法令	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			今後の対応	
									制度の現状	措置の分類	該当法令 措置の概要(対応策)		
	7	10月16日		日雇派遣に関する原則禁止の見直し	【要望の具体的内容】 原則禁止を廃止するか、少なくとも収入要件の水準を大幅に引き下げるべきである。 【規制の現状と要望理由等】 改正労働者派遣法は、日雇労働者(日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者)については、当該労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがない等の理由により、	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 同法施行令第4条の2 同法施行規則第28条の3	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	検討に着手	労働者派遣法では、①その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者を	○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項 ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第35条の3第1項	日雇派遣の原則禁止については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところです。 なお、平成24年労働者派遣法改正法の内容については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制	労政審にて議論(H24年改正見直し)
	8	10月16日		高齢者の派遣期間制限の緩和	【提案の具体的内容】 高齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえ、高齢者については、労働者派遣制度における派遣期間の制限を	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省	対応済	派遣法では、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣期間	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	高齢者に係る労働者派遣については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところ	
	9	11月18日		グループ内派遣の要件緩和	【提案の具体的内容】 (1)グループ内派遣のうち、専門業務に関する派遣については、8割基準から控除すべきである。 (2)グループ内派遣に限り、グループ内派遣の要件を		公益社団法人関西経済連合会	厚生労働省	検討に着手	派遣法では、派遣元事業主がグループ内企業などの「関係派遣先」に労働者派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	派遣割合の規制については、平成24年労働者派遣法改正法において規定されたものであることから、円滑に施行されるよう努めるとともに、施行状況についての蓄積を図っているところ	労政審にて議論(H24年改正見直し)
	10	11月18日		高齢者のグループ内派遣の制限の緩和	【提案の具体的内容】 グループ内派遣に限り、現行の最長3年から5年以上(もしくは、無期限)の派遣を容認すべきである。 【提案理由】 高齢者雇用の促進につ	労働者派遣法40条の2	公益社団法人関西経済連合会	厚生労働省	対応済	労働者派遣法では、専門的な知識等を必要とする業務等を除き、労働者派遣に係る派遣期間	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2	高齢者に係る労働者派遣については、現在、労働政策審議会労働力需給制度部会における今後の労働者派遣制度の在り方についての検討の中で、検討が行われているところ	